



平成21年4月24日

各 位

会社名 株式会社 コロナ
代表者名 代表取締役社長 内田 力
(コード番号5909 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員経理部・
広報室担当兼経理部長
及川良文
(TEL. 0256-32-2111)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成21年4月24日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の一部を改定することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。(改正箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会の決議事項・付議基準を整備し、当該決議事項・付議基準に則り法令及び定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
 - (2) 代表取締役社長は、法令、定款及び規則・規定・要領等（以下「社内規則」という）に則り、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、社内規則に従い職務を執行する。
 - (3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会報告基準に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
 - (5) 当社グループは、「経営理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準・規範を示した「社員手帳」を全員に配布し、職制を通じて適正な業務執行の教育と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に則り厳正に処分する。
 - (6) コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外専門家（弁護士）を委員に加えたコンプライアンス委員会を設置し、併せて従業者から直接通報相談を受け付ける社内・社外の内部通報受付窓口を設置して、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
 - (7) 業務部門から独立し、代表取締役社長直属の監査室が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
 - (8) 当社はすべての部署において、業務執行に際して反社会的勢力と一切の関係を持たない。不当要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針とし、拒否する意思表示を明確に行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
- (2) 法令または証券取引所適時開示規則に則り、必要な情報開示を行う。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とし、取締役及び執行役員で構成するリスク管理委員会を執行役員会に併設する。リスク管理委員会は、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。
- (2) リスク管理担当役員を代表取締役社長とし、リスク管理委員会の推進担当部門を総合企画室とする。リスク管理委員会は、社内規則に則り全社的な視点から部門横断的なリスク管理体制を整備する。
- (3) 各部門の長は、各々が自部門に整備するリスク管理体制の下、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価したうえで適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。
- (4) 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、予め定める社内規則に則り必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を採用する。取締役会は、経営戦略の策定及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役以下執行役員は取締役会決議及び社内規則に基づき自己の職務を執行する。
- (2) 取締役会は、月1回開催する（定時）ほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。また、執行役員会は業務執行に関する重要事項を審議する。
- (3) 代表取締役社長による業務執行の決定を迅速に行うため、取締役及び執行役員等により構成される執行役員会もしくは戦略推進会議において審議を行い、必要に応じて取締役会に付議する。
- (4) 取締役会は、「企業理念」「中期経営計画」の下に経営目標・総合予算を策定し、代表取締役以下執行役員はその達成に向けて職務を遂行する。実績管理の統括は取締役会とし、具体的な評価・分析及び統制は執行役員会において行う。

5. 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告に係る内部統制を円滑かつ効率的に推進するため内部統制規定及び内部統制評価要領を定め、内部統制の基本的枠組みを示し、内部統制評価の区分・範囲及び基本的な手続きを明確にする。また、経理部を推進部門として全社的体制を整備する。
- (2) 当社は、内部統制の目的を達成するために、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、組織内のすべての者によって適切に機能するよう運用しなければならない。
- (3) 代表取締役は、内部統制の最終評価責任者として、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要性の観点から必要な範囲について、内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成する。整備・運用状況の評価は、評価対象業務及び部門から独立した監査室及び監査委員が代表取締役を補助し行うこととする。
- (4) 部門の担当執行役員は、自部門の内部統制が不備なく有効に機能していることを確認し、

代表取締役に対して自己点検の状況を報告するとともに、信頼性ある財務報告へ真摯な姿勢で臨むことを宣誓しなければならない。

6. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 関係会社（子会社＋関連会社）の管理は、社内規則に従い、グループ全体を統括管理する総合企画室と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。
- (2) 関係会社には、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の業務執行状況を監査する。
- (3) 総務部・経理部等の関係部門は、その専門的職能につき総合企画室または業務管理部門の要請に基づいて支援を行う。
- (4) 監査室は、代表取締役社長の指示により関係会社に対して会計監査または業務監査を行い、業務管理部門・総合企画室及び関係者に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役は、職務を補助し監査役会の運営に関する事務を行うために、監査役会事務局を監査室に置く。
- (2) 監査役会事務局に所属する使用人は内部監査業務を兼任するが、監査役がさらに拡充を求める場合、代表取締役と協議するものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査役会の同意を得なければならない。
- (2) 当該使用人の人事及び業績等の評価について、監査役は意見を述べることができる。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、取締役が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役・執行役員及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
- (3) 取締役及び執行役員は、その職務の執行状況や、内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査役に定期的に報告する。
- (4) 取締役・執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査役に報告しなければならない。
- (5) 監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査役会に報告するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
- (2) 代表取締役は、取締役・執行役員及び使用人が、監査役監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査役の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- (3) 監査役は、監査室及び監査法人と定期的に会合を持つなど相互に連絡し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図るものとする。

以 上